

特定非営利活動法人 MOVE 令和 5 年度事業計画（案）

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 MOVE は、地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与することを目的とし、次の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第 5 条の事業として、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業、知識の普及啓発事業、団体活動等支援事業、指導者養成事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

① 子どもの健全育成、社会教育及び福祉に関するイベントの企画開催事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施するためイベントの企画開催事業を下記の日程で企画する。

令和 5 年 10 月 14 日（土）又村あおい氏 講演（オンライン）

テーマ「障害者の権利擁護について」開催予定。

【プロフィール】昭和 48 年生まれ。平成 7 年に平塚市役所へ入庁。8 年間障害福祉担当部署に勤務。その後、県庁、内閣府出向（障害者施策担当・障害者制度改革担当室）を経て、現在は全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長／日本発達障害連盟 JL ニュース編集長・発達障害白書編集委員／内閣府障害者差別解消法アドバイザー。

(イ) 実施場所 当法人施設内（福森事業所 2 階多目的室）

(ウ) 受講対象 職員及び利用者とその保護者

② 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについて正会員及びその家族と一般市民を対象に開催する知識の普及啓発事業として、コロナ禍で中止していた児童発達支援事業の家族支援の一環でペアレント・トレーニングを全 5 回を希望者があれば再開していく。また定例

の就学説明会（6月）、就園に関する説明会（8月）を企画。

（イ）実施場所 こどもセンターひかりの子、人数が多い場合は福森事業所で行う。

（ウ）こどもセンターひかりの子利用児の家族

③ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業

（ア）事業内容

地域の親の会活動、障害福祉サービス事業所等の会議、集会などの依頼がある場合に会場を提供する方法について詳細な規定等を協議していく必要がある。

（イ）実施日時 提供に際して対応する職員がいる日

（ウ）実施場所 福森事業所 2階 多目的室

（エ）受益対象者の範囲及び予定人員

福祉事業に関する企画支援などを行う団体 未定

福祉事業に関する企画支援などを行う個人 未定

（オ）収益

未定

④ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業

（ア）事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについての知識を正会員及びその家族と一般市民を対象に開催する指導者の養成事業を実施する。

（イ）実施日時 未定

（ウ）実施場所 未定

⑤-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

（I）居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに移動支援（地域生活支援事業）

「生活支援部 花音」

（ア）事業内容

地域における障害のある子どもや成人障害者の地域生活及び家族の生活を支え、必要とされる家事援助・身体介護を提供することにより、対象者が地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、障害者総合支援法に基づく居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに移動支援（地域生活支援事業）をサービス支給決定者に対して提供する。

ヘルパー不足がこれまで以上に深刻な問題になっている。

人員基準を満たしておらず一宮市福祉課から指定を継続することは困難と言

われたが交渉の末、事業は継続することができている。しかし令和6年9月の指定更新時に常勤換算2.5人が満たされていなければ指定はできないと言われている。生活支援部 花音での常勤職員を増やすか、生活介護から兼務者複数配置していくか、求人にも苦戦している中で方策を見いだすことが厳しい。

現在、新規利用者を増やしたり、兼務従事者を配置して何とか運営しているが、来年の指定更新時に常勤換算2.5人に充足するには相当の職員を配置する必要がある。

求人をハローワーク及びタウンワークで継続していく。

(イ) 実施日時

通年（毎週日曜、国民の休日と指定する休業日を除く7時～22時00分）

活動日数 290日

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町福森）

一宮市内及びその周辺地の利用者の居宅及び外出先

(エ) 受益対象者の範囲及び人員

介護給付費支給決定者 居宅介護 30名

行動援護 19名

移動支援 64名

(オ) 収益予想額

居宅介護 1,260,000円

行動援護 2,680,000円

移動支援 4,490,000円

(II) 就労移行支援事業

「ジョブステーション」

(ア) 事業内容

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着（6ヶ月）のための支援を行う。

全国的に就労継続支援B型事業所が増えてその利用者も増大している中、就労移行支援事業所の利用が減少。就労移行支援事業所が廃止に追い込まれることも増えている。一宮市ももれなく全国的な流れに沿っている状況と推察されるが、就職者を順調に増やす中で、新規利用者が減少しており今後の運営を危惧している。

現在、様々な営業活動に取り組んでいるが新規利用の目途はない。

昨年度同様の就職定着率を維持すると9月末までに10名の就職者を出さなければならず、残る利用者4名になり運営を継続することは難しくなる。運営

が困難になった際に、方向性をどのようにしていくかの検討も必要である。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

活動日数 251 日

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

(エ) 受益対象者の範囲及び人数 定員 20 名 契約者 15 名 (R5. 3 月 31 日)

就職見込み数 7 名 (R5. 4 月 1 日)

(オ) 収益予想額

給付費

31, 370, 000 円

職業支援収入(企業より)

1, 420, 000 円

(Ⅲ) 多機能事業所（就労継続支援 B 型事業・生活介護事業）

「ステージ」

(ア) 事業内容

(就労継続支援 B 型事業)

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行う。

本年 3 月に特別支援学校卒業生 1 名（知的障害、自閉症）が利用開始。

平均工賃は 15, 000 円をキープしているが成績的には下から 2 番目の低工賃。またジョブステーションの工賃収入をもらい受けている状態で実質的にはより低い工賃になる。

請負作業を増やすための活動をしているが新規には入ってきていない。また、中等度から重度の障害のある方がほとんどで其々に課題があり生産力は上がらない。

令和 5 年度 4 月の加算届の中で、報酬区分の過誤請求を指摘され、3 年分約 1, 800 万円の返還金を請求されることになった。一宮市の指導不足による責任もあると思われるが近いうちに実施指導があり現実的な話し合いになることが予測される。法人としては 10 年間の返済期間を要すると考えている。

(生活介護事業)

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、清潔保持・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的

活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

本年3月に特別支援学校卒業生1名（重度知的障害、自閉症、支援区分6）利用開始。現在定員9名のところ実利用者12名。利用者が増えたことにより、収入は増えている。

日常生活を安定的に過ごすために職員の支援スキルも維持していくことに努力が必要。職員が障害理解と支援意欲を維持できるように常勤、非常勤ともに話し合い、学び合う時間が必要である。

異食、衝動的行動、課題となるこだわり、自傷、他害行為等のある利用者の日常の支援はやりがいの一方で疲弊も察する。職員が恒常的に人権意識を持てるように法人としてできるサポートを考える必要がある。

令和5年度に入り2名の退職者あり。職員を補充することが課題。生活支援部花音との兼務従事者を増やすためにも介護資格を持つ職員を採用する必要がある。

令和5年度4月の加算届の中で、報酬区分の請求過誤が指摘され、3年分約1,800万円の返還金を請求されることになった。一宮市の指導不足による責任もあると思われるが近いうちに実施指導があり現実的な話し合いになることが予測される。法人としては10年間の返済期間を要すると考えている。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振り替営業をする。

活動日数 251日

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町福森）

(エ) 受益対象者の範囲及び人数

訓練等給付費支給決定者	定員	B型	20名	生活介護	9名
	契約者	B型	18名	生活介護	12名

(オ) 収益予想額

就労継続B型	23,650,000円	職業支援収入	3,300,000円
生活介護	40,800,000円	職業支援収入	450,000円

⑤-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(I) 特定相談支援事業

「ピース」

「こどもセンターひかりの子」 障害児利用計画に特化しているため稀の利用

(ア) 事業内容

障害福祉サービス等を申請した障害児・者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

特定ピースでは一宮市委託相談支援事業からサポートしている状況が長きに渡っていたが、一宮市は今年度より委託相談員の計画相談は月4件と制限を示した。徐々にこれまでの計画を特定相談員に引き継がなければいけない。

ピースもひかりの子も職員配置を工夫して、機能強化型Ⅳの加算算定をとれるようにした。精神障害研修加算も併せて1人当たり135単位の増収が見込まれる。また、地域拠点事業の公募もあり申請している。今後は緊急時の対応にも応じていく事業所となる。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251日

営業時間：午前9時から午後6時

(ウ) 実施場所

「ピース」当法人施設内（一宮市大和町福森）

「こどもセンターひかりの子」当法人施設内（一宮市大和町荻安賀）

(エ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者

「ピース」 165件

「こどもセンターひかりの子」 0件

(オ) 収益予想額

「ピース」 8,880,000円

「こどもセンターひかりの子」 0円

⑤-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

一宮市委託事業 「一宮市障害者相談支援センター ピース」

(ア) 事業内容

障害者、障害児またはその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業または権利擁護のために必要な援助を行う。

基幹相談支援センターへの出向職員を4年ぶりに高橋から前田に転換。現状、

基幹相談支援センターには他法人からも経験の少ない相談支援専門が配置されることになり支援の質の向上が福祉総合相談室に委ねられる状況。

委託相談の計画相談担当分は今年度から月4件までと規制があり、特定相談に引き継いでいかなければならない。

(イ) 実施日時

通年（毎週土、日、国民の休日と指定する休業日を除く9時～17時00分）

営業日数 242日

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町福森）

一宮市基幹相談支援センター（一宮市音羽・ききょう会館）

(エ) 受益予定額

17,500,000円（委託料）

⑥-1 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(I) 児童発達支援事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な療育、訓練を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施する。

一宮市内に児童発達支援センターが2か所となった（いずみ学園、木曾川福祉会）療育プラザチャイブも令和6年からセンター化となる予定。児童発達支援事業所も市内42か所と増え一宮市が総量規制を発表した。

母親が就労する家庭が増えていることで発達に遅れのある子どもが親子通園を利用することに難しさがあることや、事業所が増え併用することも多くなっている。当日欠席のケースも少なくなく、収入に大きく影響していることが課題。

今年度については年齢ごとのクラス編成を変更し、希望者を受け入れやすい体制で異年齢でも発達段階に合わせたクラス設定をした。欠席が多いので、毎日14～15名の登録で調整している。

今後、安定的な運営を維持するために、児童発達支援センター及び市内保健センターとの連携を密にしていくことが不可欠となるため、積極的に地域の会議に参加していく必要がある。

(イ) 実施日時

通年（土曜、日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日9時30～13時30分）

活動日数 251日

(ウ) 実施予定場所

こどもセンターひかりの子（一宮市大和町苅安賀）

（エ） 受益対象者の範囲及び予定人員

介護給付費支給決定者 幼児（未就学児） 定員 10名 登録 55名

（オ） 収益予想額

障害児通所事業給付金

39,310,000円

⑥-2 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

A. 「ピース」

（ア） 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

職員配置を工夫して、機能強化型Ⅳの加算算定をとれるようにした。精神障害研修加算も併せて1人当たり135単位の増収が見込まれる。また、地域拠点事業の公募もあり申請している。今後は緊急時の対応にも応じていく事業所となる。

（イ） 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251日

営業時間：午前9時から午後6時

（ウ） 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町福森）

（エ） 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 40名

（オ） 収益予想額

1,650,000円

B. 「こどもセンター ひかりの子」

（ア） 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

ひかりの子の障害児相談は慢性的な赤字が続いており、今後、利用者を増やしていく必要があるが、障害児相談は全件訪問することが義務付けされており、このことが業務を圧迫している。児童発達支援事業との兼務者だった職員を専従配置として変更し利用受け入れを拡充していく。

職員配置を工夫して、機能強化型Ⅳの加算算定をとれるようにした。精神障害研修加算も併せて1人当たり135単位の増収が見込まれる。また、地域拠点事業の公募もあり申請している。今後は緊急時の対応にも応じていく事業所となる。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251日

営業時間：午前9時から午後6時

(ウ) 実施予定場所

こどもセンターひかりの子（一宮市大和町荊安賀）

(エ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 150名

(オ) 収益予想額

5,900,000円